

令和 7 年 12 月 30 日

「貸金庫規定」の一部改正について（事前のご案内）

令和 8 年 2 月 1 日（日）付で「貸金庫規定」を一部改正いたします。

改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

＜主な変更事項＞

- ①貸金庫に現金や危険物を格納することを禁止することを明記。
- ②貸金庫利用時（開庫時）、職員が立会い、格納が禁止されている品を格納していないかを確認することを明記。
- ③年に一度、貸金庫に格納が禁止されている品を格納していないか利用者に確認することを明記。

※次ページより新旧対照表となります。

以 上

改正後	改正前
貸金庫規定（カード型）	貸金庫規定（カード型）
1 格納品の範囲	1. <u>（格納品の範囲）</u>
(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。	(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
a 公社債券、株券その他の有価証券	① 公社債券、株券その他の有価証券
b 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類	② 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
c 貴金属、宝石その他の貴重品	③ 貴金属、宝石その他の貴重品
d 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの	④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。	(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
<u>（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u>	
<u>a 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u>	
<u>b 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>	
2 利用目的の確認	
<u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u>	
<u>（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の当組合立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>	
3 契約期間等	2. <u>（契約期間等）</u>
この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から <u>1</u> 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。	この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から <u>1</u> 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
<u>契約の継続にあたり、格納品が第1条の範囲に収まっていることを当組合所定の書面にて確認します。</u>	
4 使用料	3. <u>（使用料）</u>
(1) 貸金庫の使用料は、別紙記載の料率により <u>1</u> 年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日に、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を <u>1</u> か月としてその月から月割計算により支払ってください。	(1) 貸金庫の使用料は、別紙記載の料率により <u>1</u> 年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日に、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を <u>1</u> か月としてその月から月割計算により支払ってください。
(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。	(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。	なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。
(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。	(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

改正後	改正前
5 鍵の保管	4. (鍵の保管)
貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。	貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。
6 貸金庫の開閉等	5. (貸金庫の開閉等)
(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届 け 出た代理人がカードと正鍵を使用して行ってください。	(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人がカードと正鍵を使用して行ってください。
(2) 開庫にあたっては、届出の暗証番号を入力し開庫操作を行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。	(2) 開庫にあたっては、届出の暗証番号を入力し開庫操作を行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
(3) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証を届 け 出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。	(3) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。
(4) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。	(4) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。
7 届出事項の変更等	6. (届出事項の変更等)
(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届 け 出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。	(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。	(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着 し または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
8 カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い	7. (カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い)
(1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	(1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
(3) カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	(3) カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
9 成年後見人等の届出	8. (成年後見人等の届出)
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届 け 出てください。	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届 け 出てください。	(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、 (1)・(2) と同様に、当組合に届 け 出てください。	(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、 前2項 と同様に、当組合に届出てください。

改正後	改正前
(4) <u>(1)から(3)</u> の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届 <u>け</u> てください。	(4) <u>前3項</u> の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届出てください。
(5) <u>(1)から(4)</u> の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(5) <u>前4項</u> の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
10 暗証照合、印鑑照合等	9. <u>(暗証照合、印鑑照合等)</u>
(1) 当組合の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、当組合の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証または印鑑と届出の暗証または印鑑と一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。	(1) 当組合の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、当組合の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証または印鑑と届出の暗証または印鑑と一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。
(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、契約日からカード交付日までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫依頼書についても同様とします。	(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、契約日からカード交付日までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫依頼書についても同様とします。
(3) <u>(1)・(2)</u> において使用される正鍵について当組合は確認する義務を負いません。	(3) <u>前2項</u> において使用される正鍵について当組合は確認する義務を負いません。
11 損害の負担等	10. <u>(損害の負担等)</u>
(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。	(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。	(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。
12 反社会的勢力との取引拒絶	11. <u>(反社会的勢力との取引拒絶)</u>
この貸金庫は、第13条 <u>(3)a、b、c</u> のいずれにも該当しない場合に使用することができ、 <u>これら</u> の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	この貸金庫は、第12条 <u>第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u> のいずれにも該当しない場合に使用することができ、 <u>第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE</u> の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。
13 解約等	12. <u>(解約等)</u>
(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。	(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。
この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明 <u>け</u> 渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>8</u> 条に準じて取 <u>り</u> 扱います。	この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>7</u> 条に準じて取扱います。
(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明 <u>け</u> 渡してください。第 <u>3</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。	(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>2</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

改正後	改正前
a 借主が使用料を支払わないとき。 <u>○</u>	① 借主が使用料を支払わないとき
b 借主について相続の開始があったとき。 <u>○</u>	② 借主について相続の開始があったとき
c 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。 <u>○</u>	③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
d 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。 <u>○</u>	④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
e カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき。 <u>○</u>	⑤ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
f 借主または代理人がこの規定に違反したとき。 <u>○</u>	⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
(3) 前項のほか、次の各号の一 <u>②</u> にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに <u>(1)</u> と同様の手続をしたうえ貸金庫を明 <u>け</u> 渡してください。	(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに 第1項 と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
a 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合	① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
b 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合	② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
<u>(a)</u> 暴力団	A. 暴力団
<u>(b)</u> 暴力団員	B. 暴力団員
<u>(c)</u> 暴力団準構成員	C. 暴力団準構成員
<u>(d)</u> 暴力団関係企業	D. 暴力団関係企業
<u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
<u>(f)</u> その他前各号に準ずる者	F. その他前各号に準ずる者
c 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合	③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
<u>(a)</u> 暴力的な要求行為	A. 暴力的な要求行為
<u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為	B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
<u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
<u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、 または当組合の業務を妨害する行為	D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を き 損し、 または当組合の業務を妨害する行為
<u>(e) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</u>	
<u>(f)</u> その他前各号に準ずる行為	E. その他前各号に準ずる行為
(4) <u>(1)から(3)</u> の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、 第4条(3) にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に 第4条(1) の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	(4) 前3項 の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、 第3条第3項 にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に 第3条第1項 の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
(5) <u>(1)から(3)</u> の明渡しが 3 か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。	(5) 第1項から第3項 の明渡しが 3 か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不	(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不

改正後	改正前
足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。	足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。
14 貸金庫の修繕、移転等	13. (貸金庫の修繕、移転等)
貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
15 緊急措置	14. (緊急措置)
法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
16 譲渡、転貸等の禁止	15. (譲渡、転貸等の禁止)
(1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。	(1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
(2) カードおよび鍵は、譲渡、質入または貸与することはできません。	(2) カードおよび鍵は、譲渡、質入または貸与することはできません。
17 保証人	16. (保証人)
保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。	保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。
18 規定の変更等	17. (規定の変更等)
(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
以 上	以 上
<u>(2026年2月1日現在)</u>	<u>(2020年4月1日現在)</u>